

令和2年第6回（2020年第6回）
八街市農業委員会総会

令和2年6月8日
八街市農業委員会

令和2年第6回（2020年第6回）農業委員会総会

令和2年6月8日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一 | 9. 藤崎 忠 |
| 2. 貫井正美 | 6. 林 和弘 | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行 | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助 |
| 4. 長野猛志 | 8. 山本重文 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 青木新一 | 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 三須 浩 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 井口泰友 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 17. 山本朝光 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 18. 山本 健 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | |

2. 欠席者 16. 中嶋洋一郎

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	齋藤康博
主 査	太田謙一	主 査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第5号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について
議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について

報告第 2 号 軽微な農地改良の届出について

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時06分)

○岩品会長

令和2年第6回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

先月の総会におきましては農業委員、または地元案件のある推進委員の方々にご出席をお願いしました。

また、今回につきましては、今期も今回の総会、7月の総会とあと2回となりました。そういうわけで全員の出席をお願いしたところです。本日は、多くの各委員の方々に出席をいただきまして、ありがとうございます。

また通常、総会後に皆さんで懇親会も開催していましたが、3月の懇親会以来、3カ月、今月もありませんので、3カ月ほどお休みをいただいているところでございますけれども、7月についてはコロナウイルスの今の状況、小康状態のような状況が続けば、コロナ対策も含めて、ぜひ開催したいと検討しているところでございます。その節には、皆さん体調に気を付けてどうか参加していただければと思っています。よろしく申し上げます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、5条本体で14件、その他議案3件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席農業委員は11名です。

また、農地利用最適化推進委員の出席は17名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

梅沢局長、お願いします。

○梅澤事務局長

では、会務報告をいたします。

5月11日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文班長、円城寺委員、中村委員で実施いたしました。

5月21日木曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、山本元一委員、藤崎委員で実施いたしました。

6月1日月曜日、午後1時半より、調査委員会現地調査及び転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井班長、林委員、佐伯委員、石井副会長、推進委員の武田委員で実施いたしました。

6月3日水曜日、午後1時半より、調査委員会面接を、市役所第1庁舎2階特別会議室で、調査委員会調査班第2班、貫井班長、林委員、佐伯委員、石井副会長、推進委員の武田委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

今月は、議席番号2番、貫井委員、3番、中村委員にお願いします。

議事に入ります。

最初に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書3ページをごらんください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、勢田字塚、地目、畑、面積1,484平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,971平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

番号2、区分、売買、所在、勢田字北、地目、畑、面積674平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、高齢のため、農業経営規模を縮小したい。番号1、2については関連案件となっております。

続きまして、番号3、区分、売買、所在、上砂字外野、地目、畑、面積4,595平方メートル。権利者事由、現在、造園業を営んでおり植木を育成しているが、農地を取得し苗木から栽培し、経営規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

番号4、区分、使用貸借、所在、上砂字外野、地目、山林現況畑、面積2,976平方メートル。権利者事由、現在、造園業を営んでおり植木を育成しているが、農地を借受け苗木から栽培し、経営規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため貸付けたい。番号3、4につきましては本来、調査委員会案件ですが、権利者は申請地隣接にて造園業を営んでおり、出荷前の植木を育成しております。

また、令和2年5月11日に農業委員会事務局にて現地確認及び聞き取り調査を実施したところ、敷地内で植木を多数育成していることが確認でき、農業に必要な機械等も備えていることも確認しております。労働力についても、問題はありませんでした。農業従事日数についても、150日未満ですが、作付けが植木であり農地法第3条、事務指針にある150日未満であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該作業に従事していれば農作業に常時従事と判断すると認めるものとするに該当するため問題なしと判断いたします。

以上のことから現在、農地は保有していないが新規就農者扱いとしないことと判断いたしました。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番、2番について、本日、中嶋委員欠席のため、代わりに高橋委員、

調査報告をお願いします。

○高橋委員

それでは、議案第1号1番と、議案第1号2番は農地法第3条申請について関連しておりますので、一括して調査結果を報告いたします。

当該申請は、いずれも農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地について、まず議案第1号1番については、位置はJR八街駅より南西へ約4キロメートルに位置し、境界は一方が道路に面しており、一方が宅地、一方が竹林と土手に面しております。現況は、大部分がきれいに耕運された状態で、何も作付けされていない状態であり、一部にジャガイモが作付けされている状態であります。進入路は、市道により確保されております。

次に、議案第1号2番については、位置は議案第1号1番の申請地より北東へ約200メートルに位置し、境界は一方が道路に面しており、一方が畑、一方が山林に面しており、境界には境木が植えられており、隣接土地所有者は同意しております。現況は、大半が雑草が生えている状態であり、申請地内に納屋が建っているため、納屋を撤去して耕作するとの確約書を得ております。進入路は市道より確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター4台、耕運機2台、トラック3台、重機2台、マニアスプレッダー1台でございます。労働力は権利者及び常時雇用者が2名の合計3名です。年間農作業従事日数は、権利者及び常時雇用者ともに年間約250日であります。また、技術力はある、面積要件については、既に約1.1ヘクタールの畑を借り入れて耕作してジャガイモ等を作付けしており、下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。そのほか参考となる事項としては、営農計画は落花生、ジャガイモ、ショウガを予定しております。通作距離は自宅から約30キロメートルで、車で約50分であり特に問題ありません。

以上の内容から、権利者及び常時雇用者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号3番、4番について、山本健委員、調査報告をお願いします。

○山本（健）委員

議案第1号、農地法第3条による許可申請について。3番、4番は関連物件のため一緒に報告します。

申請は、農業経営の規模を拡大するための申請です。位置は川上小学校南東に約5.1キロメートルにあり、境界は隔離済み。現況は、整地耕運済み。進入路も、市道に少し入っており、約30メートルぐらいです。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否か報告します。権利者の所有している主な農機具はコンボ1台、軽トラ3台、3.5トントラック1台です。労働力は権利者、妻、子、子の妻と、雇い1名です。年間農作業従事日数は権利者が90日、妻が30日、子と子の妻がそれぞれ130日、常時雇用者は100日です。150日要件は満たしていませんが、農地法第3条指針にあるように、作付けが植木であり必要な農作業には従事することが認められますので、常時従事と判断できます。

また、技術力があり、面積要件については、下限面積の50アールを満たしております。営農計画は植木を育てる予定。通作距離も自宅より歩き0分であります。

以上の内容から、権利取得後において必要な農作業に従事し、申請地を含め農地を効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番、2番について、許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番については許可することに決定します。

次に、議案第1号3番、4番について、許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番、4番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います

○太田主査

それでは4ページをごらんください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字藤株地先、地目、畑、面積1,983平方メートル。当初計画者の目的、武道場及び駐車場用地。承継者の目的、寄宿舍(社員寮)用地。当初計画者の事由、資金

繰りが厳しくなったため、当該許可済地を売却したい。承継者の事由、同族会社の社員の増加で社員寮が必要となったため、当該申請地を社員寮用地として使用したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨意見に付すことが妥当と思われます。

また、本件は議案第3号1番に関連しております。

以上です。

○岩品会長

最初に、議案第2号1番については、議案第3号1番に関連していますので、後ほど議案第3号で宮澤委員、調査報告をお願いします。

次に、議案第2号2番から15番は調査委員会案件です。調査班第2班が担当したので、担当班長から調査報告をお願いします。貫井班長、お願いします。

○貫井委員

この案件は農地法第5条計画変更でございます。6月1日に調査班第2班で私、貫井と林委員、佐伯委員、石井副会長、地元の武田推進委員、それと事務局からは太田主査、山内主任主事と一緒に現地調査を行い、6月3日に面接調査を行いました。

それでは、ご説明いたします。

議案第2号2番、中土手、546平方メートルのうち0.36。

3番、中土手、501平方メートルのうち0.35。

4番、中土手、496平方メートルのうち0.34。

5番、中土手、547平方メートルのうち0.36。

6番、中土手、496平方メートルのうち0.34。

7番、中土手、577平方メートルのうち0.39。

8番、中土手、547平方メートルのうち0.36。

9番、中土手、546平方メートルのうち0.36。

10番、中土手、497平方メートルのうち0.34。

11番、中土手、501平方メートルのうち0.35、ほか2筆、合計の1.04。

12番、中土手、743平方メートルのうち0.35。

13番、中土手、727平方メートルのうち0.41、計3筆、1.23平方メートル。

14番、中土手、701平方メートルのうち0.41。

15番、中土手、703平方メートルのうち0.41、計2筆、0.82であります。

私たち調査委員会は前から、このダイカンドラにつきまして、疑問を持っていたところサカキに変えたいという案件で、ちょっとわくわくしながら調査委員会を行いました。

それでは、聞き取り調査の説明をいたします。

出席者は、営農者、代理人、出荷先店舗の方が申請者としてまいりました。今までは、ダイ

カンドラでやっていたんですけれども、今度はサカキにするというようなことで、従業員6名、草取りで500人ぐらいのパートを年間に使うというようなことをございます。予定作物はヒサカキで、何でこの3年たたないうちにヒサカキにしたかと聞きましたところ、ダイカンドラは気候変動、台風、大雨、日照りに対応できなく、連作による育成被害が始まったと。ヒサカキは気候変動を受けにくく、苗を30センチメートルから50センチメートル上げて植えるので水害の防止ができるということをございます。苗は新潟産の2年もの苗を使い、出荷は5、6年先だということをございます。出荷先の方より、いろいろな説明をしていただきましたし、ヒサカキの作り方等のアドバイスもするというございます。

それで、ヒサカキの遮光率というのは50パーセントが理想であるそうなんですけれども、現在この土地にあります太陽光は60から70パーセントで、かなり遮光されてしまうと、そうすると葉っぱに影響があるので出荷先の方で指導を受けながら検討していきたいということをございます。

それで、周辺農地への害というんですか、被害はヒサカキというのは虫の発生がかなりすごいらうので、それには消毒を小まめにやっていきたいということをございます。確認事項として、一時転用期間は3年以内であると、簡易的な構造で容易に撤去できると、営農の縮小、生産物の著しい劣化はないということ、毎年の営農状況が報告できるということ、営農が適切でない場合は撤去指導になるということを確認し、了承済みをございます。

それと、私たちの班には、花、植木屋さんがおります。指導をしてくれというようなことで、林委員の方から水をやらなければ良いものはできない。また、風の対策も必要であると。月に1回は出荷先の方が指導に行って、水は地主が設置はしてあるので借りてやってくれというようなことを委員の方から注文いたしました。

また、この土地計画に変更が生じた場合には、すぐに農業委員会の方に事前協議をしてくれというような内容も含めております。

以上をもって私たち調査班第2班は妥当であると判断し、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○林委員

これは、私もあれしたんですけど、ただ単にサカキとなっていますけども、私も実はヒサカキを生産、販売しております、八街市役所農政課に買っていただいております。これは単にサカキじゃなくて、これは切り花の方、私は苗木なんですけれども、この内容がやっぱり1つじゃ分からないと思うんですね。サカキの苗なのか、苗作りなのか、枝を売るのははっきりしてないんですね。これは、どういう職業か分かりません。

○貫井委員

何か写真ですと葉っぱを売るそうをございます。

○林委員

いや、切り花だと思います。だから、中国から80パーセントは輸入しているということなんですけど、苗木は新潟から買わなくても八街の生産組合でもかなりあります。何かこれは、新潟と言っていましたけど、市場の方だから技術的なことはあまり分からないと思うんですよね。だから、バイヤーであって、技術者ではありませんので。

○貫井委員

そのときに林委員もいましたので、そこで言ってくれば良かったなと思うんですけども。

○林委員

だから、これは何ですかね。サカキの苗なのか、切り花なのか。

○林委員

じゃあ、切り花、多分、切り花だと言ったと思います。だから、それを追加を入れるべきだと思いますけど。

○岩品会長

よろしいですか。

○林委員

はい。

○岩品会長

ほかに何かどうぞ、小川委員。

○小川委員

参考のために聞いておきますが、サカキの葉っぱを切って、それをお売りになると思うんですが、反当たりのその植栽の経費、どのぐらい苗木等々入れてかかるのか、あとダイカンドラからサカキに変えるというのは、この理由を聞いてそれもそうかなとも思うんですが、5年間、販売しなくても済むというようなことでしょうか。結局、毎年の収支報告をしなくていいという逃げの何というのかな、言い訳みたいな作物転換というふうな見方もできるわけですよね。これは、余談ですけども、もし班長の方でその反当たりの植栽金額、必要経費が聞いてあるのであれば教えていただきたいと思います。事務局でも結構です。

○岩品会長

貫井班長。

○貫井委員

まだ、八街の中でサカキを植えたというのは、朝日区に1カ所の案件があって、今回が2例目だと思うんですよ。まだ、そこで収入が幾らって分からないんじゃないかな。

○小川委員

収入じゃなくて、当初の投資金額。

○貫井委員

それは、ちょっと聞いておりません。

○小川委員

はい。

○岩品会長

結構ですか。

○小川委員

分かりました。事務局もご存じありませんか。

○岩品会長

事務局、どうぞ。

○太田主査

一応、経費としては見積もりで苗代が出ております。それ以外はちょっと分かりません。

○小川委員

反当たりどのぐらいですか。

○太田主査

反当たりと申しますか、後ほど、じゃあ計算して、1本当たりの値段になりますけれども。

○岩品会長

総額は出ているんですか。

○太田主査

総額は出ています。

○岩品会長

じゃあ、総額を言ってもらえれば大体。

○太田主査

総額は、85万8千600円で。

○小川委員

申請面積で割ってください。

○太田主査

これは、申請面積ではなくて、全てこのサカキに変えるという内容で、今回の見積もりは全てダイカンドラを植えてあるところを、全てサカキに変えるという。

○小川委員

面積は幾つですか。

○太田主査

面積ですか。ちょっと確認しないと。

○小川委員

反当たり、必要経費が出ますから。苗木代。

○太田主査

苗木代、そうですね。

○小川委員

それは、後で結構でございます。

○太田主査

分かりました。

○岩品会長

ほかにございますか。藤崎委員どうぞ。

○藤崎委員

これを今後のことなんですけれども、5年間無収入なんですけれども、一時転用3年じゃないですか。次回の一時転用、もう一回継続する場合は、それが通るのかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○岩品会長

これは事務局かな。局長、じゃあお願いします。

○梅澤事務局長

ただいまの藤崎委員の質問でございますが、実は私も今回は仮に通ったとして3年、じゃあその次も3年で、収入がないのに3年間、また認めるのかと、農業事務所で疑問をぶつけたところですよ。

○藤崎委員

現実的に言えば、一時転用が3年しかだめということですよ。そうすると、今回、通しちゃって矛盾が出てきちゃうんじゃないですか。

○岩品会長

どうぞ、局長

○梅澤事務局長

そうですね。ただ、前段で私たちも最初にサカキとかシキミの中で、最初に思ったんですけども、5年も6年も収入がなくていいのかというところで農業事務所に疑問を呈しましたが、ほかの県でもそういう作物を植えているというところがあるので、認めないわけにいかないだろうというようなお話しでした。

確かに矛盾するところもあるかもしれませんが、最終的には県の判断でございますので、やむを得ないのかなと。ただし、やはり私もいまだに収入がない中で、それが営農というのかどうかというところでは、ちょっと疑問な点はまだございます。

○林委員

今、5年間、6年間、収入がないと申されましたけど、木のことでですから6年目にしてようやく100パーセントということですね、販売が成り立つ。それが、販売が成り立つ形になるというだけであって、3年目からでも仮に6年目で10本売れる、売って商売になるとしたら3年目で2本、4年目で4本、5年目で7本、8本、6年目で10本、100パーセントそういうふうになると思います。だから、全くその間に1本も収入がないということはあり得ないわけです。これは成長しているものですから。6年目でいきなりぱっと100パーセント、花火のように売れるということは考えられないでしょう。だから、当然、計算はしにくいかもしれませんが、パーセンテージで言えば20、40、60、80、100と、5年計画であればそういう形で多分、販売はできると。

○岩品会長

山本委員どうぞ。

○山本重文委員

本当に同様の質問なんです、それこそ5年、6年販売ができないまま、これは今回通して3年後に一時転用の届け出をもう一回して、だけど3年前に通っていますよねと、この申請で。だったら、もう3年待ってくださいという形も、向こうの言い訳というか、言い分にもなりかねないと思うことと、それからこの義務者には今回出た案件だけではなくて、それこそ皆さんご存じでしょうけれども、かなりの件数で一時転用を営農型でやられている方なので、1つが通れば、今度はどんどんダイカンドラだったのを、今度はヒサカキにすれば、また通っちゃうんだよというような、先ほど小川委員も言いましたけど、逃げ道じゃないかという部分と、1回通したらこれは前例作ることですから、前例がこういうふうに通っていますと。今まで営農型の太陽光については、各委員もいろんなご意見をお持ちの中で、今回もこれは許可相当ですんなり挙げちゃっていいのか。梅澤局長も申されていましたが、県の最終的な判断だと言いますけれど、だったら県の方に委ねちゃったらどうでしょうかね。ここで、委員の決を取ることが先決ですが、悪い前例は作らない方がいいんじゃないかと思いますが。

○岩品会長

どうぞ、小川委員。

○小川委員

植栽にどのぐらいの投資が必要か。あまりにも安値の投資で逃げ道ができるということは非常に好ましくないから、私はどのぐらいの投資金額が必要なんだということを知りたいわけなんです。だから、ある程度の投資金額が必要であるということならば、それは林委員さんがおっしゃっていたように、5年待たなくても十分、正常に育てば3年目ぐらいから切り花というか、枝は切れるはずなんです。5年も待つ、5年、6年待つ必要はないはず、正常ならね。だけど、それがぼろんぼろんしか売れないで、5年は刈れません。逃げるわけですよ。その間、販売しなくて済むわけだから手間もかかかない、ダイカンドラのようにね。ダイカンドラ毎年、植え替え、種をまいたり、片付けたりしなきゃいけない、その逃げ道なんです、これは。だからそれを逃がさないように、どういうふうに確実に、じゃあ本当にサカキで営農型ということやっていくのか、もしそれが本当にできるのかできないのかということも、山本さんもおっしゃっていましたが、これは大変な逃げ道をこれは1つ作れば、後々の例になるわけで、みんなそこに行きます。だから、それをここである程度閉めて、もしここで良くないなら、出せないなら県の方に委ねちゃえと、これも1つの手だと思いますので。

まず、反当たりの必要経費を教えてください。

○貫井委員

この資料の中に、全部で7,000本入ると。

○小川委員

面積は。

○貴井委員

面積は、ちょっと書いてないんですけど、全部で7,000本入れて、1,709,015円。

○小川委員

面積は。

○貴井委員

面積は書いてないです。

○小川委員

でも、申請の、申請案件ていうくみのなかで面積なんだから、面積がわからないってことはおかしいと思います。面積を出してください。

○岩品会長

ここで一旦、休憩します。

休憩 午後3時46分

再開 午後4時03分

○岩品会長

会議を再開したいと思います。

最初に、先ほどの案件の植栽の金額と、それに関わることを太田主査の方から説明願います。

○太田主査

先ほど申しあげました金額は、すみません。訂正させていただきます。苗木の金額は、全部で170万9,015円ということで、これは全部で7千本を購入するという金額になっております。これを1本当たりにすると、1本当たり244円で購入していることになります。

あと、先ほど面積で計算して、1反歩当たりということになりますと、1反歩当たり約4万8,700円。これは、あくまでこの苗木の購入に対しての反当たりなので、あとは人件費等、その植付け、管理等を見ますと倍以上はかかるんじゃないかと予想されるところでございます。

以上です。

○岩品会長

ちょっと待ってください。その件について、局長の方からも意見があるので、その後にしてもらいます。

じゃあ、局長どうぞ。

○梅澤事務局長

先ほど皆さんのいろんなご意見の中で、不許可でもいいんじゃないかという趣旨の発言等もございましたが、不許可の場合ですときちんとなぜこのところが、こうこうだから不許可だということを明示しなければいけません。ちょっといつもここで私たちも悩むんですけども、ちょっとなかなか法的にどうこうというところで難しいんじゃないかというところで、先ほど林委員の方で6年からぱっと売れるんでなくて、その前からも売れるんじゃないかというようなことも言うておりましたので、例えば普通これは許可で許可相当、必ず意見を付けな

ければいけないので、許可相当か不許可相当かで県に書類を送らなければいけません。で、不許可の場合はなぜだめなんだというところを、きちっと法律に基づいて付けろと書いてあるんですが、普通ここで許可相当だということは、うちの方としては一時転用3年でということになってしまうんですが、違う意味で例えば許可相当でありますけれども、例えば1年という条件を付けて、再度1年後にきちっと管理されてそういう出荷する、先ほど言っていたように状況を見ながら、もっと早く出荷できるのではないだろうか、そういうようなところで、また調査委員会を出すことも可能です。ただし、あくまでも許可権者は県ですけれども、うちとしては1年しか猶予は与えないと、で、もう一回きちっと審査を、もう一回ちゃんとやるかどうか見たいとそういうような意見を付けて出すことも可能だとは思いますが。

○岩品会長

小川委員どうぞ。

○小川委員

すみません。面積は幾つになりましたか。合計面積。

○太田主査

手元の資料ですと、約3万5,090平方メートルですね。

○小川委員

3万5,000平方メートルとして、7千本だと1本当たりの面積が2平方メートル、違うな、5平方メートル、5、7、35、5平方メートルで1本。広いですね。

○林委員

お茶の木みたいに考えたら、とんでもなく難しいな。

○小川委員

2メートル角で4平方メートルだから、それよりも広いということだよ。6年たてば随分、枝が切れるだろうけど、もっと早く枝を切るにはその倍入れれば切れるわけですから。この植栽だからやっぱり5、6年はかかるんですよ、売るまでにね、多分ね。計算的にね。相当な木になるよね、芯詰めない限りは。立ちが一尺でしょう。営農型だから、そんなに高くするわけにはいかないだろうから、横に枝を張らせて枝数を増やしてカットするということになれば、その植栽の面積だという感じで考えられなくはないけれども、年数はかかりますよね。適切な植栽の間隔だと言えると思います。

○岩品会長

いいですか。小川さんのその植栽の適性が適性じゃないかという話もそうなんですけど、先ほど局長が言われた1年、我々は先ほどから意見が出ていますけれども、サカキを逃げに使う営農型というその傘にかぶっておいしいところを食べちゃうってそれが気に入らないわけですよ、委員会としては。だから、1年間の条件付きで許可相当で出して、もう一度、再度そこで面接調査をして、本当にきちんとダイカンドラが台風やその他の気象災害でだめだからサカキにしたという見通しが得られれば、何も私たちはそれで納得するわけですよ。ここで不許可と出せば、要は県がどういう判断を最終的にはするかは分からないけど、県も不許可を出し

たら撤去になっちゃうわけですが、要は。その辺のところを義務者もそれなりの何というのですか、それは自分が良しと思ってやっていることだから、いろいろなリスクも考えているでしょうけれども、局長の言うような皆さんの不満、私もそういうふうに思いますけど、1年条件付きで許可相当で出して、再度いろいろな疑問点やそのことを1年後にもう一度、審議して、またその後、3年間許可相当に出すのか、また再度もう1年ということになるのか、その辺のことが妥当なのかなと私なりにには思うんですけども。

○小川委員

それしかないでしょうね。

○岩品会長

では、そういうことで。佐伯さんどうぞ。

○佐伯委員

ダイカンドラするときにもそうでしたけど、許可した後、農業委員会としての責任というか、そういう感じでちょっと責任を感じる必要ないのかも、結果だけでいいのかも分かりませんが、営農型の太陽光がこれからもどんどん増えていくとして、農業委員会でも指導をしていくような形のものというのは、できないのかなと私なんかは全然できないですけど、そういう作業工程をちょっと見てアドバイスをするというようなそういったことで、やっていくことによって逃げる道のダイカンドラとか、逃げる道のヒサカキというようなものではなく、本当に作物として生きてくるんだったら、それはそれで農家ができなくなった人たちの助けにもなることではないかなという思いながら、ちょっと話を聞いていたんですけど、その上でさっきの局長の意見も私は賛成です。1年見て、その間、指導もしながらこうしたらいいんじゃないかというのもやりながらやっていくことによって、営農型が成功していくんだったら、それはそれでいいのかなという気もしたんですけど、どうですか。

○岩品会長

どうぞ。

○糸久委員

営農型の太陽光になるんですけども、もう一度営農型で幾ら上げなきゃいけないという基準はあるんですか。

○岩品会長

一応は、指針として出ていますけれども、それが出ているんだけど、何か県の方の判断が曖昧ですよ。事務局そうですね。

○太田主査

金額的に幾らの売上げという制限はございません。ただ、地域の落花生なら落花生の地域の反収の80パーセント以上を超えなさいよという、例えばですけど落花生で言うと80パーセント、今回はサカキですけども、サカキの地域の反収、この辺で作ってはないので、この案件に関しては高知県の方から反収を引っ張ってきていますので、その反収の80パーセント以上を超える収穫を見込みなさいということですね。収穫をしなさいということになっておりま

す。

○糸久委員

結局、その金額をクリアすれば法律上問題ない。ただ、それが5年かかろうが7年かかろうがという話が、例えばあるのであれば、規制しなければいけないんですけれども、その枠も恐らく曖昧で、ないと。だから、こういうここに出るようなやり方で片方は別に悪いと言ってるわけじゃないけど、我々にしてみれば許可することは、何となくちょっといかない。そここのところ法整備をしてもらわないと、難しい。県の方とか国でそれを決めておかないから、今これどおりに申請してやっているわけですよ。

○岩品会長

どうぞ。

○井口委員

ちょっと質問なんですけど、今、高知の8割とおっしゃいましたけれども、もし8割いかないとか、赤字になってしまったら次は、もう許可がおりないということですか、撤去とか。

○太田主査

それは、すぐには撤去にならないというふうに聞いております。実際のところ撤去になったという事例はないと思われまますので、恐らく。

○井口委員

例えば50パーセントしかならなかったが、10年とか続いたとしても許可はずっと。

○太田主査

今の許可の事例を見ますとやはり1年、許可を出して1年で、また8割を超えるような指導を農業事務所と農業委員会で指導をしていくという形で今、1年での更新をやっているのは事実です。

○井口委員

分かりました。

○岩品会長

それでは、この案件については大分、時間もかかっていますので、この辺で先ほど局長が条件付き1年ということで、許可相当ということで進めたいと思っておりますけれども、条件付き1年相当で賛成の各委員の方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ということで。

それでは、ただいまの案件は、1年の条件付き承認ということで決まりました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、8ページをごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に

ついて、ご説明いたします。

番号1は、議案第2号1番に関連してご説明したとおりでございます。

続きまして、番号2は取下げとなりました。

番号3、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積219平方メートル。区分、売買。転用目的、宅地分譲（1区画）用地。転用事由、現在、不動産業を営む権利者が宅地分譲として1区画造成し、販売するものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

続いて、番号4、番号5は関連しておりますので一括してご説明いたします。

番号4、所在、八街字榊形地先、地目、畑、面積1,814平方メートルのうち284.32平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,814平方メートルのうち396.32平方メートル。

番号5、所在、地目、同じく、面積386平方メートルのうち28.27平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積763平方メートルのうち232.68平方メートル。区分、使用貸借。転用目的、専用住宅及び通路用地。転用事由、現在、八街市外に居住しているが、土地が狭く建物も老朽化しているため、当該申請地に専用住宅を建築したいというものです。農地の区分は、農用地域内に広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号6、所在、八街字笹引地先、地目、畑。面積915平方メートル。区分、売買。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、当該申請地の隣接で製造業を営んでいるが、部品等の保管場所が手狭なため、当該申請地を資材置場として整備し、利用したいというものです。農地の区分は、農用地域内に広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番及び関連します議案第2号1番について、宮澤委員、調査報告をお願いします。

○宮澤委員

それでは、議案第3号1番について、調査報告を申し上げます。

本案件は過去に武道場及び駐車場用地として申請許可されたものです。今回は、資金繰りが厳しくなったため売却したい旨の計画変更の申請となります。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校から北西へ約1.6キロメートルに位置し、八街市道に面し、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針26ページ、②の(a)に該当するため、第1種農地と判断されます。第1種農地の場合の事務指針30ページ、②の(c)、(エ)による例外に該当いたします。

次に、一般基準ですが、計画変更後は申請者の同族会社が従業員の増加に伴い、社員寮が必要となったため、当該申請地を社員寮用地として使用したいとのことです。申請地の周囲は全て住宅地であり、現在、草は生えているものの造成はされております。切り土、盛り土等が

発生しないものと思われます。八街市上水道を利用し、雨水貯水槽を設置し抑制後、市管理の配水管へ放流。汚水、雑排水は合併浄化槽へ処理後は市の管理の排水管へ放流するということです。工事中は仮囲いを設置し、防災に努めます。施工後は、周囲をブロックで施し、水、土砂等の流出を防ぐ。事業計画以外の行為を行った場合は、農地法違反である旨を理解し、計画変更が生じた場合は事前に農業委員会に相談し、指示に必ず従いますなどの誓約書も提出されておりますので、以上の内容等から本案件は何ら問題ないと思います。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号3番について、青木委員、調査報告をお願いします。

○青木委員

議案第3号3番について、調査報告申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向へ約1キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針の28ページ、④の(b)の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地を宅地分譲(1区画分)の用地として販売し、現況の地盤で整地し販売するとのことです。申請面積は219平方メートルで、資金については自己資金で賄う計画となっております。用水、汚水、雑排水はなく、雨水は敷地内に自然浸透させ、敷地周辺をブロック積みにして囲い、雨水や土砂等の流出を防止することで周辺農地への営農条件の支障はないものと思われます。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障はないと思われます。防災計画については、子どもたちの登下校時間帯に工事車両の出入りに注意するとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号4番、5番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第3号4番、5番は関連しているため一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南西へ約2キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針26ページ、②の(a)に該当するため第1種農地となりますが、事務指針30ページ、②の(c)、(エ)による例外に該当するものと判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅及び通路用地ということですが、申請面積は629平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について。隣接地に対する被害防除計画は、土砂等の

流出を防ぐため外周には土留めブロックを設けることになっており、雨水については雨水浸透槽を4カ所設置、汚水、雑排水についても小型合併浄化槽で処理し、蒸発散槽に接続し、宅地内処理する計画となっておりますので、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われま

す。なお、事業計画について隣接地所有者に確認したところ、確かに説明は受け了承しているとのことでした。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は四街道市に住んでおりますが、80歳を過ぎ現在2階建てでの生活も大変になっておりました。築50年を経過した建物の老朽化に伴い、平家建てに建て替えを考えましたが、現在の土地は狭く親子3人の住まいを建築するには無理があったことから、妻が相続で受けた申請地に平家建てを建築し、老後を過ごしたいとの理由もあり、必要性についても認められ併せて許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号6番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第3号6番の調査結果について報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より南の方向に約4.5キロメートルに位置しております。進入路としては、本申請地が八街市道に面した権利者の宅地に隣接しておりますので、その宅地の中の通路を通して利用することで進入路は確保されております。農地区分としては、良好な営農条件を備えている農地ですので、事務指針の26ページ、②の(a)に該当するため第1種農地として判断いたしました。この案件について第1種農地の場合の事務指針30ページ、②の(e)、(オ)による例外に該当するものと思われま

す。次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということで、申請面積は915平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対する支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地は更地の資材置場であり、施設がないため日照、通風等に環境的な変化はないものと考えま

す。また、回りにはL型擁壁を設けます。

また、上水道の使用はなく汚水、雑排水はないとのこと。なお、隣接農地への所有者への説明はされており、了承もされているとのこと。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は、事業の拡大に伴い既存の作業敷地が狭く安全上のことも考慮し、隣の農地を購入し、資材置場として敷地を拡大するもので

す。隣接地である申請地は、利便性が良いとのことでもあり、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題はないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番及び関連します議案第2号1番について、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号3番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号4番、5番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号4番、5番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号6番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号7番から11番については、調査委員会案件です。調査班第2班が担当したので、担当班長から調査報告をお願いします。貫井班長、お願いします。

○貫井委員

議案第3号、農地法5条の規定による許可申請でございます。これは、平成29年に許可をもらいまして、太陽光発電を作りました。それで、3年たちまして一時転用継続申請でございます。

また、ダイカンドラからサカキに変えたいということでございます。先ほどの案件と申請者は同じでございます。

それでは、説明いたします。

6月1日、6月3日に現地調査、面接調査を前回は申し上げましたメンバーで行いました。議案第3号7番、中土手、1,033平方メートルのうちの0.35、計2筆の面積が0.76。

8番、中土手、693平方メートルのうちの0.41、計2筆0.82平方メートル。

9番、中土手、719平方メートルのうち0.35。

10番、中土手、716平方メートルのうち0.41。

11番、中土手、648平方メートルのうち0.41。

先ほども申しましたけれども、この件につきましては継続申請と、ダイカンドラからサカキに変えるということでございます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から南西方面に1.5キロメートルに位置し、八街市道からの進入路が確保されております。農地区分としては、農地振興地域整備計画における農用地で、この申請は事務指針30ページの①の(c)による例外と判断しております。区分は一時転用で、申請者の転用事由詳細は農地の借受者が耕作を継続しながら営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。平成29年、許可を継続するもので、本案件は営農型太陽光発電事業の支柱部分の一時転用であり、農産物は3年間はダイカンドラでしたが、サカキに変えるということでございます。現在は、管理作業で手入れがされており、耕作されながらの事業であります。

また、先ほどの変更承認につきましてありましたので、調査委員会第2班といたしましては、1年後の様子を見ながら条件付きで許可相当ということにしたいと思っております。

ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。先ほどと内容的にはほぼ一緒でございます。先ほどいろいろなご意見が出ましたけれども、1年の条件付き許可相当ということでやりたいと思っておりますけれども、推進委員の方々、何かご意見ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

それでは、この件につきまして、1年の条件付き許可相当で賛成委員の挙手をお願いします。(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ということで。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願ひます。

○齋藤主査

それでは、議案書11ページをごらんください。議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてをご説明いたします。

本件につきましては、令和2年5月15日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字一本榎、地目、畑、面積7,570平方メートルのうち3,800平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積2万884平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号2、所在、吉倉字大山、地目、畑、面積9,170平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積9,467平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、再設定です。

番号3、所在、沖字西沖、地目、畑、面積2,016平方メートルほか15筆、計16筆の合計面積2万6,452平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定及び新規です。

番号4、所在、沖字西沖、地目、畑、面積2,040平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積1万1,521平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号5、所在、沖字西沖、地目、山林現況畑及び畑、面積33平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,323平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号6、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積1,983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7,932平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1から6までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号について、承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号については承認することに決定します。

次に、議案第5号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認について及び議案第6号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤主査をお願いします。

○齋藤主査

議案書14ページ、議案第5号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認及び議案書15ページ、議案第6号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活

動計画（案）の承認について、ご説明いたします。

2件の議案は関連していますので、一括でご説明させていただきます。

まず、お手元の資料でNO. 1、NO. 2と書かれた別冊の資料をご用意ください。

農業委員会の事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明性を図ることから総会の議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならないとされてきたほか、農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表していたところでございます。現在の農業委員会法では、法令により農業委員会に定められた事務が見直され、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等に毎年度6月30日までに公表することが新たに法律化されております。

それでは、お手元の別冊資料NO. 1をご覧くださいと思います。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、各項目に基づきまして令和2年3月31日付で、その実績と状況を記してございます。

まず、1ページ目は農業委員会の状況といたしましては、農地の面積や農家数、農業委員会の体制について記載しております。農業の概要について、一番上の表、私たちが管理している農地台帳面積で令和2年3月31日現在で、田で155ヘクタール、畑で3,165ヘクタールで合計3,320ヘクタールとなっております。

その下の表、農家戸数は、1,386軒、農業者の数が2,485という統計になっております。これが基本となり、それぞれの数値を反映することとなりますが、時間の都合上細かい数値は割愛させていただきますので、ご確認いただければと思います。実績といたしまして、まず1ページの農業委員会の状況ということでまとめてございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。こちらは、担い手への農地の利用集積、集積化といたしまして、利用集積の現状と課題、令和元年度の目標とその実績、そして活動内容について記載しております。特に注意すべき点、2番目の令和元年度の目標及び実績ですが、集積目標は年間11.4ヘクタールとしましょうということで目標等を掲げております。

2番の集積実績については、令和2年3月31日現在で、集積している累計として228.3ヘクタール、令和元年度中の新規実績は47.8ヘクタールとなっております。達成状況の計算については、②割る①掛ける100ということで累計に対して目標を割り返しておりますので、達成状況は131.28パーセントとなります。

続きまして、3ページをお願いいたします。新たに農業経営を営もうとする者の参入推進といたしましては、新規就農状況と課題、令和元年度の目標と実績、活動内容について記載いたしました。現状及び課題では、令和元年度新規参入者は5件ございまして、面積は3.5ヘクタールが新たに新規の加入者ということになっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。こちらは、遊休農地に関する措置に関する評価になります。ここでは、市内の農地の現状と遊休農地に対する令和元年度の目標と実績のその達成に向けた活動について記載しております。

5ページをお願いいたします。こちらは、違反転用への適正な対応といたしまして、違反転用の現状と課題、これに対する令和元年度の目標と実績、解消に向けた活動について記載いたしました。

2の令和元年度の実績について、年度当初から年度末に対して違反がどのくらいあり、どのくらい減ったかということで、単年度ベースこれは0.2ヘクタール増となっています。過去の案件につきましては、今後これらをどのように解消していくかが課題となります。

続きまして、6ページ、農地法によりその権限に属された事務に関する点検ということです。こちらは、農地法第3条に基づく許可事務と、農地転用に関する事務について記載しております。こちらは、申請から許可まで、許可または意見を付して知事への送付までの事務期間を示しております。

次に7ページ。農地所有適格法人からの報告状況について記載してあります。管内の農地所有適格法人数は26法人であり、そのうち18法人より報告書が提出されております。8法人については、昨年度八街市において新たに権利を取得した者であり、今年度報告を行うこととなります。

次に、8ページをお願いいたします。地域の農業者等からの主な要望、意見及び対処内容については、特にございませんでした。

次に、事務の実施状況公表等については、従来と同じように市のホームページで公表している旨を記載しております。こちらが令和元年度の実績でございます。

続きまして、別冊NO.2をご覧ください。令和2年の目標及びその達成に向けた活動計画といたしまして、記載の内容については先ほどご説明した活動実績などを基に令和2年度の目標について作成しております。

1ページ目ですが、農業委員会の状況といたしまして、令和2年4月1日現在のものが記載されております。

次に、2ページ、担い手への農地利用集積を集約といたしまして集積面積の目標値を、また新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に向けた計画を記載しております。予定数値ですが、根拠といたしましては前年度と同様の集積面積の5パーセント程度の伸び率といたしました。

最後に、3ページをお願いいたします。

遊休農地に関する措置、1、現状及び課題、2、今年度の目標及び活動計画をそれぞれ記載しております。これは、実際に毎年やってくる遊休農地の解消、利用状況調査というものをこの夏からご協力をお願いいたします。これは、毎年、遊休農地の解消を含めて実施している利用状況調査を昨年同様、推進委員の協力の下お願いすることとなります。調査員数につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員数29人、事務局で担当4人、計33人となっております。調査時期としては、事務局で遊休農地や耕作放棄地等を確認後、現地調査と合わせまして6月から9月ぐらいに行い、調査結果の取りまとめを10月から11月ぐらいに行い、12月に委員を通して地権者に意向確認をしていただく予定となっております。違反転用への適

正な対応については、昨年同様、他の関係機関と情報を密にし、違反転用につきましては即時に対応する体制を引き続き行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号及び6号について、承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ですので、承認することに決定します。

次に、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について及び報告第2号、軽微な農地改良の届出についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、16ページをご覧ください。報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、四木字西四木地先、地目、畑、面積282平方メートルのうち0.7平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,501平方メートルのうち6.12平方メートル。目的、土留め用地。事業内容、申請地の土砂の流出を防ぐため、土留めを設置したいというものです。

続きまして、17ページをご覧ください。報告第2号、軽微な農地改良の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、榎戸字鷹ノ巣向地先、地目、畑、面積2,173平方メートルのうち498平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため優良土の単純埋立てを行うものです。

なお、工事の期間は、令和2年5月11日から令和2年5月17日までです。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号、第2号については、報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題の審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

どうもご苦労さまでした。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時53分)

議事録署名人

議 長

2 番

3 番